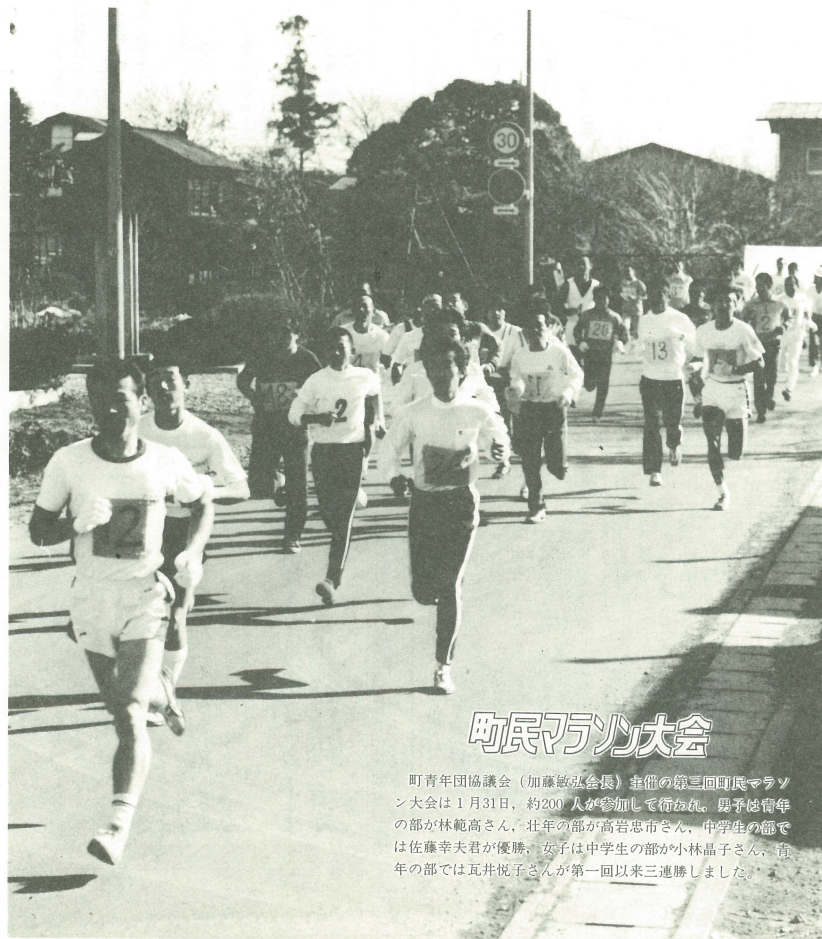


2月号 広報 みふ



発行 栃木県壬生町 昭和57年2月15日



町民マラソン大会

町青年団協議会（加藤敏弘会長）主催の第三回町民マラソン大会は1月31日、約200人が参加して行われ、男子は少年の部が林範高さん、壮年の部が高岩忠市さん、中学生の部では佐藤幸夫君が優勝、女子は中学生の部が小林晶子さん、青年の部では瓦井悦子さんが第一回以来三連勝しました。

昭和55年中に起こった火災のうち、損害額がいちばん大きいのは、たばこによるもの。たばこによる火災一件当たり百七十四万相当の財産が灰になった勘定になります。第一位がストーブによる火災。損害総額はたばこに、一位の座を譲っているもの、一件当りの損害額は断然トップで、一件産を成にしてしまう。効率とい

春の全国火災予防運動 たばこ一本 百七十万円 ストーブ一台 三百八十万円

火災による損害額
昭和56年版
消防白書

2月28日～3月13日



心身障害者に生きがいある生活と職場を 授産施設「陸作業所」が完成 4月開所、入所者募集中

心身障害者に生きがいのある生活と職場を、と昨年10月から陸小学校前に、建設していた心身障害者授産施設「陸作業所」がこの4月開所します。この施設は、心身に障害があつて、雇用されることの困難な人が保護者のもとから通い、日常生活と、職業を通じて自立することを目的として、建設していたもので、この4月開所します。施設の概要は、敷地面積九七七・〇二㎡、床面積二四・二五㎡の本造平家建、作業室をはじめ休業室、事務室、更衣室などから

う点は、ストーブは他を圧倒していると言えます。これは、ストーブが家財道具の集中した部屋で使われるためともいえますが、最大の原因は火災が起った場合の炎が大きく初期消火が難しいという点にあります。ストーブは怖いところに、ぬくもり、を与えるとともに、財産や生命を奪うことなる危険性も秘めています。家や家財道具ならあらはれぬつもりで、命を燃やされてはなりません。ストーブには、くれぐれも注意。ストーブは怖いとはいっても、正しい使い方をすれば、ただの暖房器具、使うときは次の点に気を

第五保育所ができる
定員四十名で4月開所
この保育所は、敷地面積二・三〇九・七七㎡、建築費四四・五・一九〇万の木造（一部鉄骨）平家建、総工費五・四三四万円を投じて1月9日完成しました。所在地は助谷

入所者募集
入所期間 三年
提出書類 入所許可申請書、健康診断書
就業時間 平日は、午前8時30分～午後5時
土曜日は、午前8時30分～午後12時30分
日曜、祝祭日および年末・年始は、お休みさせていただきます。

つづけてみましょう。
1 取扱上の注意事項など、説明書をよく読む。
2 周囲は常に整頓とし、燃えやすいものを置かない。
3 部屋の出入口や通路などで使わない。
4 近くに洗濯物を干したりしない。
5 ベンジン、ヘアスプレー、など揮発性のものをそばで使わない。
6 火のついたまま持ち歩かない。
7 外出するとき、寝る時は必ず火を消す。
さらにストーブの種類に応じて次の注意も必要です。

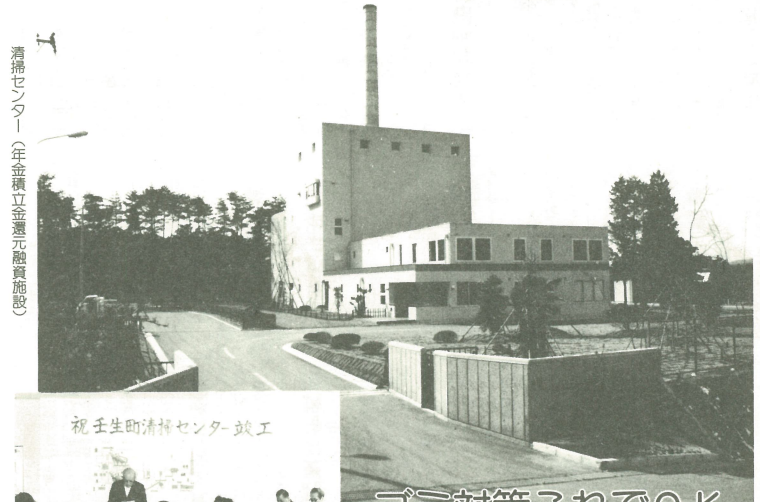
で、通所可能な者
入所期間 三年
提出書類 入所許可申請書、健康診断書
就業時間 平日は、午前8時30分～午後5時
土曜日は、午前8時30分～午後12時30分
日曜、祝祭日および年末・年始は、お休みさせていただきます。

入所期間 三年
提出書類 入所許可申請書、健康診断書
就業時間 平日は、午前8時30分～午後5時
土曜日は、午前8時30分～午後12時30分
日曜、祝祭日および年末・年始は、お休みさせていただきます。

石油ストーブ：燃料の補給は必ず火を消してからする。
電気ストーブ：使わないときはコンセントに抜く。
ガスストーブ：ゴムホースには耐圧ホースを用いるとともに、なるべく短いもので済むように、できるだけ元程の近くで使う。また、ホースのひび割れに注意する。
◇◇◇
本町における昨年一年間発生した火災は、二件、うち建物火災が八件です。今年は一月だけですでに二件（全焼）発生し、火災多発が懸念されます。火災の発生しやすい時期ですので、十分気を

一、一六五番地です。
この保育所の完成によって、町立保育所五カ所、民間委託保育所二カ所の計七カ所となり定員も490人となりました。

一、一六五番地です。
この保育所の完成によって、町立保育所五カ所、民間委託保育所二カ所の計七カ所となり定員も490人となりました。



清掃センターが完成
一日50のゴミ処理が可能に
←竣工式であいさつする町長

一昨年の11月から、羽生田に建設していた清掃センターが完成し、2月10日その竣工式を行い、正式に稼動を始めた。このセンターは、昨年12月2日の火入れ式のあと試運転を開始。可燃物をほじくアルミ、粗大ゴミなどの処理が行われていたが、竣工式後はフル回転で稼動することになりまし。下表町の従来の施設（塵芥焼却場）は、昭和40年に建設したもので、一日十五トンの処理能力を持ち、当時としては有能な施設だったが、しかし、都市化が進み人口の急増とともに、家庭等から排出されるゴミの量は増加の一途をたどり、最近では一日平均二十五トンのゴミが収集され、夏季は三十三トンをオーバーするなど、限界をはるかに超え、時間外燃焼でうにか対処してました。また、老朽化もひどく、処理能力の高い近代施設の建設が望まれ、建設地の問題などもありましたが、地権者をはじめ周辺住民、および関係者の理解ある協力をいただき、実現することになりました。現することになりました。こうして55・56年度の継続事業で進められてきた清掃センターは、総事業費八億四、五三八万円、敷地面積一四、七〇九㎡（ほぼ二ヘクタール）に鉄骨ALC造り、一部鉄筋コンクリート建て、二六七・六三㎡の清掃工場と鉄骨造り二〇七・八九㎡の車庫が完成しました。工場の中には、可燃物施設として一日（八時間）二十五トンの処理能力を持つ焼却炉一基と鉄、非鉄金属、可燃物、ガラスを分類し、資源再生のできる前処理施設（一日五時間）二十トンの設置され、特に焼却炉は、推進焼却方式のため一基で一日（八時間）五十トンの処理ができます。この清掃センターの完成によって、町のゴミ対策はこれで解決することになりました。なお、焼却炉から発生する熱を利用して、現在、セクター東側に建設中の老人憩い家への給湯も可能となり、主に常などへ利用されることになりました。

明い選挙は わたしたち一人一人の手で

壬生町長、壬生町議会議員一般選挙



昭和54年4月8日の栃木県議会議員選挙で

投票日は4月4日

4月4日(水) 壬生町選挙区及び壬生町議会議員選挙の投票日です。

この選挙は、これからの四年間、わたしたちの代表として、直接町政に参加する人を選び出す大切なもので、みなさん、日頃からもっている町民の関心を、この選挙に生かし、自民と公明のある一票を投じましょう。

投票できる人

選挙人名簿に登録されている人
登録されている人は、昭和37年4月5日までに生まれた日本国民で、昭和56年12月26日以前から引き続き壬生町内に住所をもち、住民基本台帳に記録されている人です。
また、選挙人名簿に登録されていても4月4日までに町外へ転出した人は、投票できません。

いろいろな投票制度

投票は、投票日に、有権者が投票所に行って、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に分けて投票できない方などのために、次のような制度が設けられています。
◆忌手投票、代理投票
目の不自由な人には、点字器を用意しています。
また、体が不自由などで、字の書けない人は、投票所の係員が代筆します。投票所から係員にお申し出ください。
◆不在者投票
用務で町外に旅行中、出張中な

壬生町一年板橋あふまの作品
(文) 岡田大祐(書) 〇



と法律で定められている理由で、投票日に投票所に行けない人は、不在者投票ができます。
入場整理券と印鑑をもって、町選挙管理委員会へ投票していただきます。
また、病院や老人ホームなど指定した施設に入っている人は、それぞれの施設で投票できます。
不在者投票のできる期間
3月28日(日)4月3日(土)の毎日午前8時30分午後5時
◆郵便による不在者投票
身体障害者福祉法で、両足または体幹の障害程度が二級以上の人は、自宅などに届くまま、郵便により不在者投票ができます。投票用紙の請求期限は、3月31日です。この請求をするとき、郵便投票証明書が必要で、あらかじめ、町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けておいてください。
お問い合わせは、役場総務課内壬生町選挙管理委員会(電話)1234内線17・18番へ。

土地取引の前に届出を

市街化区域 二千㎡以上
市街化調整区域 五千㎡以上

日本の国土、三十七万平方キロは、生活と生産を通じた活動の基盤として、私たちが祖先から受け継ぎ、後代に伝えていかねばならない大切な資源です。
昭和四十七、八年ごろ問題となったように、土地の買い占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとしめるといった事態は、二度と起こしてはなりません。

そこで、国土利用計画法では、土地の機能的取引や地価の高騰を防ぐために、一定面積以上の土地取引を行う当事者(売買の場合)は売り主と買い手に、届け出を義務づけています。

届出は契約の六週間前

つまり、契約を結ぶ六週間前までに、取引しようとする土地のある市町村長を経由して県知事に、取引の予定価格、その土地の利用目的などを書いた届出書を提出し

なければなりません。
届出の必要ない土地取引
届け出なければならない土地取引は、次の面積以上の土地の交換・代物弁済(例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合)、地上権の設定・賃貸借契約を行う場合です。

①市街化区域 二千平方メートル以上②市街化調整区域 五千平方メートル以上
なお、次の場合にも届け出が必要です。
▼小規模な土地の所有者多数から土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように、個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合
▼立ち木・建物を土地と一緒に取引する場合
▼売買・代物弁済等の予約をする

場合

届出から契約まで

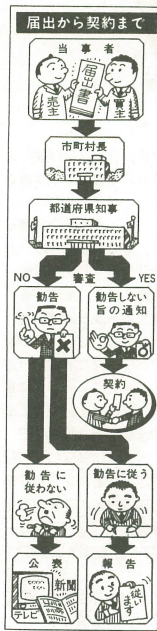
届け出を受けた知事は、公示価格など比較して高くないか、道路等の整備状況、周辺の自然環境との関係など不都合がないか、などの取引価格や利用目的を審査し、問題がなければ、届出日から六週間以内に文書で通知します。この通知を受けるとは、初めて契約ができることになります。
また、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聴いて、取引の中止、利用目的や価格の変更などの勧告をすることがあります。

届出をしないこと

届け出をしないこと、偽りの届け出により土地取引をすると、六か月以下の懲役、または三十万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

届出の窓口

この届け出の窓口は、企画課企画調整係です。詳しくは、おたずねください。



市街化調整区域内の 土地分譲に注意!!

市街化調整区域は都市化を抑制する区域で、宅地造成や一般の建築は原則として禁止されています。
分譲業者のなかには、市街化区域への編入の可能性を口実に分譲

する者もありますが、市街化区域は簡単に拡大されませんから、不確実な将来に甘んじ期待をもって市街化調整区域の土地を投機機算することは危険です。止めましょう。

揮するよう整備され、中央制御室で、処理過程を集中的に監視しています。また、放流される水が、水質基準内に処理されているか、実験室で厳重にチェックしています。

(広く町民の皆さんに、「理解をいただくため、下水道「人と生活」シリーズ」を昨年10月号から五回にわたり掲載しましたが、今月号で終了です。下水道について、ご意見、不明の点がありましたら、役場下水道課へご連絡ください。)



下水道に 「休日」はありません

人々の生活と活動をまよえる下水道施設は、昼夜を問わず管理され点検されています。
下水道に休日はないのです。
下水が、正常に流れるように、下水管の清掃や、破損箇所の修理が行われ、その作業は定期的に実施されています。処理場では、それぞれの設備が、十分に機能を発

揮するよう整備され、中央制御室で、処理過程を集中的に監視しています。また、放流される水が、水質基準内に処理されているか、実験室で厳重にチェックしています。



汚水管の清掃作業

ところ	宇都宮市下小池	県林業
センター		
植樹行事		
とき	5月23日(日)	
ところ	矢板市長井	県民の森地
内		

3月のお知らせ

役場の電話は
82-1234です

三か月児検診

とき 3月11日(木)
午後1時30分
ところ 総合運動場管理棟
対象児 昭和56年11月11日か
ら昭和56年12月10日
までの出生児

検診内容 斜視・股関節脱臼
検査・身体測定

三種混合予防接種

(破傷風、ジフテリア、百日咳)
とき・ところ 中央公民館
3月18日(木) 勤労青少年ホ
3月19日(金) ーム

受付時間 午後1時30分～2時30分
対象児 24ヶ月から48ヶ月までに一
期または二期を終了してい
ない乳幼児

母子健康手帳・問診票、尿
持参するもの

経済講演会
とき 3月25日(木)
午後3時30分
ところ 壬生町商工会館
講師 NHK解説委員
広瀬嘉夫先生
演題 「これからの景気は
どうなるか」
聴講無料(入場献金)

検査証明書(二歳以上)

3月の休日当番医
診療時間は、午前9時～午
後4時まで、当番医師の住診
はできません。
7日 木村 医院 仲通町
②150
14日 渡辺 医院 上稲葉
②1030
21日 菱田 医院 緑町二
②2112
22日 おもちのまち内科
クリニック 幸町二
②1517
28日 とつかいりん整形外科
科 国谷外道
②3148

廃犬引き取り日

とき・ところ 3月24日(木)
午前9時50分
役場本庁 まで
3月10日(木) まで
南大飼支所 午前10時00分
まで
稲葉支所 午前10時20分
まで

飼主は予定時間まで引き取
り会場でお待ちください。な
お何かの都合で帰る場合は、
保健課または支所へ連絡し
てください。

免許更新新時講習

と・所・ところ 3月3日(木) 中央公民館
3月19日(金) 獨協医科大学
時間は、いずれも午前10時
から始まります。(無料)

「ボーイ スカウト」募集

締切りは3月15日
ボーイスカウト下都賀第一
団では、次によりカフスカウ
トを募集します。
募集人員 十五名
対象者 小学校一年生
申込先 文庫室内B5下都
賀第一団本部
申込締切 3月15日(月)
面接・説明会 3月28日(日)午前10
時から、中央公民
館階上会議室
詳しくは、申込先へお問い
合せください。

「消費者リーダー」講座受講生募集

「消費者の中核者として活動
するリーダー養成講座」の受
講生を募集します。受講料は
無料、旅費は町から支給し
ます。
期間および単位
昭和57年4月～58年3月ま
で(時間は午前10時～午後
3時まで) 十八回 三十六
単位で終了
会 場 栃木県消費生活セン

タ

応募資格
町内に居住している五十五
歳未満の方で、消費生活に
関心があり、講座終了後、
町消費生活行政に協力でき
る人。
募集人員 若干名
申込方法
3月10日(木)までに役場商工
課へ。詳しくは、申込先へ
お問い合わせください。

相談

あれこれ

育児相談

とき・ところ 3月23日(木) 中央公民館
3月24日(金) 南大飼地区公
民館
時間は、いずれも午前10時
～12時
内 容 検診を受けなかった
乳幼児および乳幼児の育児
について保健婦が相談に応
じます。

心配ごと相談

毎週火曜日に心配ごと相談
所を開いています。秘密は固
く守ります。お気軽にご相談
ください。

家族計画と一般健康相談

とき 3月6日(土)
午前9時30分～11時
30分
ところ 役場相談室
母と子の健康を中心に明る
い家庭づくりをめざして行い
ます。結婚なさる方、お産な
さった方、またお子さんを生
みあげたあとの避妊などにつ
いて相談に応じます。
あわせて一般の健康相談も
受けますので、お気軽におい
てください。

今月の人口

2月1日現在対前月比
総人口35,533人 +61
男 17,770人 +32
女 17,763人 +29
世帯数 9,755世帯 +20